

事務連絡
平成31年3月11日

公益社団法人 日本診療放射線技師会 御中

厚生労働省医政局医事課試験免許室

「医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」の訂正について

標記につきましては、平成30年12月10日付け医政発1210第3号「医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」により通知させていただいておりましたが、その一部に誤りがあったことから、別添のとおり訂正のうえ、改めて送付させていただきます。誠に申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。

33246



医政発 1210 第 3 号
平成 30 年 12 月 10 日

公益社団法人 日本診療放射線技師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 131 号。以下「様式改正省令」という。) については、平成 30 年 11 月 9 日に公布され、また、医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 139 号。以下「申請手続改正省令」という。) については、平成 30 年 11 月 30 日に公布され、ともに平成 31 年 1 月 1 日より施行される予定です。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管下の関係機関に対する周知をお願いいたします。

記

第一 様式改正省令による医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 等 (※

1) の一部改正 (免許申請書様式関係)

- (1) 医師免許等の申請に係る受付業務を担当する各都道府県の事務負担の軽減等の観点から、免許に係る各種申請手続 (免許申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、抹消申請) に係る申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名の記入を廃止したこと。
- (2) 医師等の医療関係職種に係る免許証について、旧姓の併記を可能としたことに伴い、各種免許申請等に係る申請書に新たに旧姓併記の希望の有無欄及び旧姓欄を設けたこと。
- (3) その他形式的な改正を行ったこと。

※1 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 48 号)、診療放射線技師法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 33 号)、保健師助産師看護師法施行規則 (昭和 26

年厚生省令第 34 号)、歯科技工士法施行規則(昭和 30 年厚生省令第 23 号)、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)、理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和 40 年厚生省令第 47 号)、視能訓練士法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 28 号)、臨床工学技士法施行規則(昭和 63 年厚生省令第 19 号)、義肢装具士法施行規則(昭和 63 年厚生省令第 20 号)、歯科衛生士法施行規則(平成 1 年厚生省令第 46 号)、あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成 2 年厚生省令第 19 号)、柔道整復師(柔道整復師法施行規則(平成 2 年厚生省令第 20 号)、救急救命士法施行規則(平成 3 年厚生省令第 44 号)、言語聴覚士法施行規則(平成 10 年厚生省令第 74 号)

第二 申請手続改正省令による医師法施行規則等(※2)の一部改正(免許申請等手続における添付書類関係)

- (1) 医師免許等の申請手続にあたり添えなければならない書類について、従来は戸籍謄本又は戸籍抄本(以下「戸籍等」という。)を求めていたが、免許申請手続に係る利便性等を考慮し、今後は、氏名及び本籍地の変更がある者のみ戸籍等を求め、変更がない者については、住民票の写し(本籍が記載されているものに限る。)によることを可能としたこと。
- (2) その他形式的な改正を行ったこと。

※2 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医師法施行規則、診療放射線技師法施行規則、保健師助産師看護師法施行規則、歯科技工士法施行規則、臨床検査技師等に関する法律施行規則、理学療法士及び作業療法士法施行規則、視能訓練士法施行規則、臨床工学技士法施行規則、義肢装具士法施行規則、救急救命士法施行規則、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 18 年厚生労働省令第 75 号)附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)

以上

(参考)

- 別添 1 様式改正省令案文(新旧対照形式)
- 別添 2 申請手続改正省令(新旧対照形式)

